

岩手大学学内保育スペース「ばるんひろば」利用要項

学内保育スペース「ばるんひろば」は、岩手大学で働き、学んでいる教職員や学生が、子育てと研究・業務・学業の両立を図ることへの支援を目的とする、主に保育のためのスペースです。

「ばるんひろば」では専任の保育者を配置しておりませんので、保育スペースとしての利用者は保育者の手配をしてくださるようお願いします。

また、保育スペースとしての予約がない時は、以下に定める「その他の目的」にも利用できます。

1. <利用目的>

「ばるんひろば」は、次の目的に利用できます。

1. 保育のための個人利用
 - ① 利用者の子または孫の保育
 - ② 利用者の妊娠中の休息、哺育中の授乳、搾乳
2. 保育のための団体利用
 - ③ 本学主催事業や学会・研究会等における託児
3. その他の目的（上記、「保育のための利用」に支障のない範囲で認める利用）
 - ④ ワークライフバランス相談や男女共同参画に関する事業等
 - ⑤ その他、男女共同参画推進室長が認める利用
 - i) 学生特別支援室が行う「学生相談」
 - ii) その他

2. <利用者>

「ばるんひろば」を利用できる者は、次のいずれかに該当する方です。

1. 岩手大学の職員証・学生証（科目等履修生、研究生も含む）を所持する者
2. その他、男女共同参画推進室長が認める者

3. <利用のための登録>

1. 利用目的が保育のための利用では、原則として、利用説明会への参加と登録（利用希望日2日前まで）が必要です。
利用申込みは、「ばるんひろば保育利用申込み手続き」に沿って行います。
2. 利用目的がその他の利用は、登録は不要です。
利用申込みは、「ばるんひろばその他利用申込み手続き」に沿って行います。

4. <開室日>

1. 保育のための開室日は月曜日から金曜日です。
ただし、祝祭日、一斉休業日、年末年始の休業日、その他の事情により男女共同参画推進室長が開室しないと判断した場合は除きます。
2. 団体利用においては、事業や学会・研究会等の日程に合わせた土日等の開室も可能です。
申込みを受け付けてから、内容を確認して男女共同参画推進室長が可否を判断します。
3. その他のための開室日も、月曜日から金曜日ですが、利用者が「ばるんひろば」を保全・管理できる場合には、開室日以外にも利用を認める場合があります。
ただし、男女共同参画推進室長が開室しないと判断した場合は除きます。

5. <利用時間>

「ぱるんひろば」の利用時間は、8時15分～20時00分です。

6. <その他>

「ぱるんひろば」の管理者は、男女共同参画推進室です。

「ぱるんひろば」の利用について不明な点は、男女共同参画推進室に問い合わせてください。

「保育のための利用の手続き等」

7. <保育利用の条件等>

「ぱるんひろば」を保育のために利用するには、次の要件を満たす必要があります。

ア. 保育利用の子どもの対象年齢

0歳から小学校3年生までです。(1歳未満の場合はご相談ください。)

イ. 利用者の所在

利用者が、学内はじめ緊急時に駆け付けられる範囲に居られる場合に限りです。

ウ. 保育者

保育者とは、登録者本人、登録者の家族または登録者が依頼した保育担当者を指します。保育担当者は、登録者自身で手配するものとし、所属団体または個人が業務に起因する損害保険に加入していることを要件とします。

エ. 定員

同時に利用できる子どもの定員は5人です。

(ただし、兄弟姉妹、年齢構成等により超過を認める場合もあります。)

オ. 保険

利用時の事故等については、利用者加入の傷害保険、賠償責任保険で対応します。

カ. その他

i) 病児・病後児は利用できません。

特に伝染性疾患については、学校伝染病の出席停止の基準に準ずるものとし、

ii) 利用料は無料で、飲食可能なスペースです。室内の絵本等のおもちゃや給湯ポット、電子レンジ等の調理器具は自由に使用できます。

iii) 「ぱるんひろば」では、保育者(保育支援者)は、子から目を離さないでください。利用時の保育および事故に関して、男女共同参画推進室は一切の責任を負いません。

iv) ゴミは所定の場所に捨ててください。

また、使用済みのオムツは、保育スペース内に設置されるトイレのゴミ箱(蓋つき)以外には捨てないで下さい。

v) 保育スペース内での持ち物の盗難、紛失、破損等は、利用者の責任とします。

vi) 次の方が気持ちよく利用できるように、整理・整頓にご協力ください。

8. <利用説明会>

保育利用希望者は、初回利用の前に月1回程度開催される「ぱるんひろば利用説明会」に参加してください。説明会の開催日時等については、男女共同参画推進室に問い合わせてください。(説明会に参加できない場合は、個別に対応しますのでご相談下さい。)

9. <利用登録>

利用登録は、「ばるんひろば」利用の2日前までに登録を完了してください。

利用登録は、「岩手大学男女共同参画推進室」Webサイトの「ばるんひろば利用登録ページ」に必要な事項を入力し、下記の書類を男女共同参画推進室に提出願います。

(メール、学内便も可)

登録に必要な書類 (利用目的が妊娠中の休息、哺育中の授乳、搾乳の場合はア)のみ)

ア) 利用者の職員証や学生証等 (コピー)

イ) 利用する対象児の保険証 (コピー)

ウ) 利用する対象児の写真

利用前日までに、男女共同参画推進室から登録手続き完了のメールが送られますので、ばるんひろば利用IDとパスワードをご確認下さい。

登録内容は、登録終了後、各自で変更・取消が可能です。

10. <利用申込み>

1. 利用申込は、原則として、開室日の前平日午前10時までに「ばるんひろば」ログインページから行ってください。

(例えば、月曜日に利用希望の場合は、金曜日の午前10時までです。)

「ばるんひろば」の利用申込は、「ばるんひろばカレンダー」から行います。

登録時にメールで送られてきたIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

カレンダーが表示され、利用したい日にちをカレンダーから選択、クリックすると、登録時に入力した利用者情報が明示されます。

その日の利用したい時間を設定し、入力内容を確認後「予約する」をクリックしてください。

2. 団体利用の申込みは、原則として、利用日の2週間前までに「団体利用申込書」の提出をお願いします。

11. <利用の変更・取消>

利用申込み内容は、変更や取消が可能です。

利用申込みと同様に「ばるんひろばカレンダー」で、変更や取消を行ってください。

12. <管理者(男女共同参画推進室)の確認>

「ばるんひろば」の利用に係る入力内容は、管理者(男女共同参画推進室)が確認します。

13. <利用当日>

「ばるんひろば」は、安全管理上、登録されたカードキーで入室します。

カードキーの設定や貸出しについては、利用説明会で説明します。

14. <緊急通報装置等>

「ばるんひろば」はオートロックで、緊急通報装置とカードキーが設置されています。

15. <その他>

1. 「次世代育成サポーター」

岩手大学では、子どもについての基本的な知識や経験を身につけた学生を「岩手大学次世代育成サポーター」として養成し、認定しています。

「ばるんひろば」を利用する際には、保育担当者を手配いただいた上で、子どもの遊びや見守りをお手伝いします。

「次世代育成サポーター」の受入を希望される場合も、「ばるんひろばカレンダー」のページから申込みが可能です。

2. 公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」

損害保険は、「ばるんひろば」を利用する有志の方々が、「ばるんひろば friends」というサークルを構成し、「団体扱い」で低廉な保険料金で損害保険に加入しています。

手続き等、詳細は男女共同参画推進室に問い合わせてください。

「その他の利用の手続き等」

16. <その他の利用申込手続き>

1. 利用の説明

申込者が「ぱるんひろば」を初めて利用する場合は、「ぱるんひろば」の利用説明を受けてください。

2. 利用の申込み

利用申し込みは、本学教職員が行ってください。

申込者は、希望する日程について「ぱるんひろば」利用の可否を男女共同参画推進室に問い合わせたうえで、利用日の2週間前までに「ぱるんひろばその他利用申込書」を男女共同参画推進室に提出してください。

17. <使用許可申請>

利用者の利用目的が学会・研究会等で、主催の母体が外部団体（組織）等の場合には、財務課に講義室等の使用許可申請を行う際、「ぱるんひろば」の使用許可も併せて申請してください。

18. <保育者>

保育者は利用者自身で手配するものとします。

保育者への「ぱるんひろば」の利用説明は、利用団体が行ってください。

19. <カードキー>

男女共同参画推進室より「ぱるんひろば」入りロドアの「カードキー」の貸出を受けてください。（利用当日が、土・日・祝日の場合は、金曜日または休日の前日（平日）まで）利用が終わり次第、速やかに男女共同参画推進室まで「カードキー」を返却してください。

20. <定員超過>

「ぱるんひろば」の定員は5名です。

定員を超える規模の託児が想定され、近隣の教室を保育スペースとして併せて使用する場合は託児に要する備品等を貸出すことが可能です。

詳細は、男女共同参画推進室に問い合わせてください。

21. <学生相談>

学生特別支援室が行う「学生相談」に利用する場合の利用申込み手続きは、別に定めます。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。